

令和元年度 第2回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和元年11月19日(火) 午後1時から午後4時30分	
開催場所	南あわじ市役所 本館3階 304・305 会議室	
出席委員(職業)	委員長 滝 明良(元公正取引委員会 九州事務所長) 委員 潮崎 征功(公認会計士) 委員 富本 和路(弁護士)	
事務局出席者	木田総務企画部長 田村財務課長 安富係長(財務課) 榎本主査(財務課)	
関係課出席者	[農林振興課] 濱田課長、児玉主任 [農地整備課] 土井課長、川添主査 [ふるさと創生課] 栄井課長 [健康課] 赤松課長、山口主任 [教育総務課] 中村課長、角所係長、土居主査 [環境課] 廣内課長、高野係長	
議事概要	1. 開会 委員長あいさつ 2. 抽出期間における入札概要について 審議対象期間における入札及び契約状況の報告 3. 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 1. 全体的な意見交換 2. これまでの指摘事項について 3. 次回委員会開催日程について ※詳細については、別紙 会議録のとおり 5. 閉会	
審議対象期間	令和元年5月1日から令和元年8月31日まで	
制限付一般競争入札	3件	対象件数 7件
公募型一般競争入札	一件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

令和元年度 第2回入札監視委員会議事案件一覧

	入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	5月21日	農林振興課	制限付 一般競争入札	農共工第31-1号	農業共済組合南あわじ事務所新築工事	高落札率(98.77%)の理由
2	8月27日	農地整備課	制限付 一般競争入札	八幡北工第1-1号	令和元年度 経営体育成基盤整備事業 八幡北地区 第1-1工区	高落札率(95.89%)の理由、辞退の理由、辞退者が多い理由、未提出の理由 実質的に競争が生じていないことについて不審な点はないか
3	7月24日	ふるさと創生課	指名競争入札	つ開委第31-2号	ふるさと南あわじ応援寄附金ポータルサイト 運営支援・保守業務委託	業務の内容、低落札率の理由、業務実施に支障はないのか 他年度の関連する発注の有無とその落札状況
4	8月29日	健康課	指名競争入札	南あ健第1-10号	南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所超音波診断装置 購入業務	高落札率(100%)の理由、予定価格の設定方法、辞退の理由 過去の同種の調達の高落札率はどうか
5	7月3日	教育総務課	指名競争入札	教総公工第1-2号	福良地区公民館耐震補強・大規模改修工事	高落札率(99.09%)の理由、辞退の理由、辞退者が多い理由、未提出の理由、予定 価格の設定方法
6	6月12日	教育総務課	制限付 一般競争入札	教総中第31-1号	西淡中学校改修工事	高落札率(99.68%)の理由、辞退の理由、失格者が多いが予定価格及び最低制限 価格の設定は妥当であったか
7	6月17日	環境課	随意契約	-	令和元年度 南あわじ市指定ごみ袋購入	随意契約の理由、見積もり合わせの状況、参加事業者の選定方法、過去の同種調 達の状況はどうか、本年度調達の特徴は

令和元年度 第 2 回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

2 抽出期間における入札概要について

入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員 2) 物品の落札決定後に契約辞退となったということですが、この未契約に至った案件については何かしらのペナルティがあるのかどうか、その後の契約進行状況と合わせて教えていただけますでしょうか。

(事務局 1) 物品の落札決定後に契約辞退となった案件に関しまして、南あわじ市入札参加資格制限基準というものがございます。正当な理由がなく、落札決定したにもかかわらず契約締結をしなかった、というものについては、6 か月～2 年の間で期間を定めて入札参加資格の制限をおこなうこととなっております。今回については業者の正当な理由というの見当たらず、金額を間違えてしまったために「この金額では契約できません」という理由でした。入札参加者資格審査会に諮りまして、6 か月という期間を定めて入札参加資格制限、現在登録していただいている入札参加資格者名簿から名前が外されてしまう、というものでございます。それにより 6 か月間新たな指名は一切おこなわない、というものになります。このようなペナルティを課しております。

この案件につきましては、新たに手続きを 1 からやり直しまして、速やかに入札執行し別の業者と契約締結に至っております。

(委員 2) 承知しました。

(委員 2) あと一点、個別の案件に移る前に、監視委員会に提供されたリストが、全ての工事契約を正しく網羅しているかどうかについて、監査手法に基づいてチェックさせていただきました。具体的には、主たる項目、入札日ですとか予定価格等が漏れなく記載されているかどうかについて、サンプリングによるチェックをおこないました。結果は、HP に公表されているデータと当委員会に与えられたデータが、全て整合しておりましたので、与えられたデータは全て網羅しているという心証を得ております。

(委員長) チェックいただきありがとうございます。他に何かございますでしょうか。なければ次に抽出案件について順次説明いただき、質問してまいりたいと思います。

3 議事案件

1. 農業共済組合南あわじ事務所新築工事(農林振興課)

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) そもそもこのことで恐縮ですが、農業共済組合の事務所は市が建設されるものなのででしょうか。

(担当課 1) 農業共済事業は現在、南あわじ市でおこなっております。市の庁舎の第 2 別館 1 階にある事務所で執務をしておりますが、令和 2 年 4 月 1 日から、兵庫県内の農業共済事務組合が一つになりまして、農業共済事業をやっていくことになっております。それに伴いまして、今の事務所が非常に手狭なところで執務をしているというのもありますし、1 県 1 組合化になるにあたりまして、共済の財産は新組合に引き継ぐこととなります。ですから、今までの事務所では非常に事業がしにくいところがあるのですが、なぜしにくいかと言いますと、今年の 1 月から収入保険事業というのが始まりました。こちらは青色申告の農業者の方が対象なのですが、非常に個別に突っ込んだ内容の聞き取り等する必要がありまして、現状そういう話を聞き取りするのに、本庁舎の会議室を借りたりしながら引き受けしている状況でございます。このままの状態では 1 県 1 組合化というには業務をやりにくいということですし、財産も全て引き継ぐということから、お金で持っていくというよりも、今の共済のお金で事務所を建てて新組合に持っていく、という考えで新しい事務所の建築に至った次第です。

(委員長) 予算というのは市の予算とは別ですか。

(担当課 1) はい、農業共済事業会計の中で持っているお金になります。

(委員長) 農業共済事業会計を使って建設作業をするというと、それは市役所の業務としてやることになるのでしょうか。

(担当課 1) 市の管轄の業務になります。

(委員長) 入札結果についてですが、1 回目が全者不落で、2 回目は落札者以外が辞退しているということです。これは 1 回目の最低価格は発表されますから、その値段ではできないと思われたものだと思います。2 回目は 1 者ですか

ら競争があまり働いておらず落札率もそれなりに高くなるだろうと思います。全体に入札金額が高めなので、その理由、考えられる要因はあるのでしょうか。

(担当課 1) 1 回目の金額で 69,500,000 円から 92,500,000 円ということで、2,300 万円という非常に大きな開きがございます。その要因が何かというのは担当課でもわかりづらいところがあります。

(委員長) 予定価格の積算はどのようにされているのでしょうか。この結果だけ見ると、予定価格が低いというか、「実際にこの値段でできるのかな」という値段になっているのでは、と思われま。

(担当課 1) 平成 30 年度に、建築工事の実施設計業務を委託しておりまして、その成果に基づき設計書となっております。

(委員長) 1 年前ということですから、そんなに離れているわけではないですね。

(担当課 1) 平成 30 年度の設計につきましても、完成が平成 31 年の 3 月 29 日です。その後、4 月に入ってすぐ入札の手続きに入りましたので、離れているわけではないと思います。

(委員長) 離れているわけではなくて一連の業務なのですね。

あと、あまり落札意欲がなくて皆さん高めに入れとこうか、ということも考えられるのですが、工事自体にあまり魅力がない・難しいところがあるとか、そういう要因はないのでしょうか。

(担当課 1) この工事自体は、鉄骨造・1 階建て、屋根は淡路瓦を葺くようになっていますが、事務所ということもあり、そんなに変わった工事ではないと担当課では考えております。

(委員長) わかりました。私からは以上ですが、他に何かあるのでしょうか。

(委員 2) 設計の実現が難しいかどうかという点についてですが、配布資料の設計図が基になっているのでしょうか。

(事務局 1) 配布資料の図面・内訳は抜粋になっております。

(委員 1) 今後に向けて、業者からすると「特殊で費用がかさむ」と思われるのがどういところか経験として持っておいた方がいいかもしれません。「特殊な施工・部材が必要」などあれば、それをノウハウとして持っておいて、次に類似の建築設計をする際に設計士と打ち合わせして、工事設計を調整して入札する、という流れがあってもいいと思います。

(委員 2) 設計事務所への発注の選定方法は誰がどのように決めたのでしょうか。複

数ある設計事務所の中からどのように決めたのかを教えてください。

(担当課 1) 昨年度指名競争入札をして設計業者を決めております。

(委員 2) その際の決定基準は通常の入札と同じように金額が安い方から落札されるのでしょうか。

(担当課 1) そうですね。予定価格以下で一番安い設計事務所と契約します。

(事務局 1) 設計業務であれば最低制限価格制度がありますので、予定価格と最低制限価格の間で一番安い業者に落札決定をします。

(委員 2) 設計事務所に依頼した後、算定基準等について協議せずに、先方から提出されたものをそのまま使っているのでしょうか。あるいは、東京五輪も来年控えており、資材が高騰している市場環境を設計積算に織り込んでもらうよう協議はしているのでしょうか。

(担当課 1) 積算単価につきましては、各資材の積算図書が出ているのでその最新のものから引用していただき、担当課でもその数字が合っているかチェックして、実施設計をまとめています。

(委員 2) 積算の過程において、こちらから質問や指摘といったアクションを起こすことはあるのでしょうか。それとも、出された積算結果の整合性チェックのみでしょうか。

(担当課 1) 単価については、建築コスト情報、建設物価、積算資料など最新の刊行物を第1にすること。それで困難なものについては、設計士から見積を取っていただき単価設定する、という手順に則って設計額をまとめていただいています。設計にあたって建築する事務所の間取りや部屋位置、デザインについては担当課と設計士と協議して決めていきます。

(委員 2) 今回と同じような乖離は今度も起きるのではないのでしょうか。

(担当課 1) 実際 2,300 万円の開きがあるわけですが、入札額が高くなった業者がなぜ高くなったのかという原因の確認はしてないためなんとも言えません。ただ、構造的には難しい建物ではないと、担当課としては考えています。

(委員 2) 落札された業者以外は高く見積もられていることから、積算単価は高騰しているのが実態だと感じます。乖離が起きた原因分析をおこない、今後の積算では市場環境や時価を反映して、より精度の高い入札をおこなうべきと考えます。

2. 令和元年度 経営体育成基盤整備事業 八幡北地区第 1-1 工区(農地整備課)

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 最初に、経営体育成事業というのは工業団地を誘致するためのものですか？

(担当課 2) 農地を整備する、いわゆるほ場整備というものになります。

(委員長) わかりました。それでは入札の中身ですが、今説明があったとおり一般競争入札で 8 者の申し込みがあって、うち 6 者が入札を辞退、1 者が不着、と実質 1 者になっており違和感があります。この 6 者の辞退理由はどのようなものでしょうか。

(事務局 1) 辞退届に辞退理由を記載して提出してもらっています。それによりますと

- ・工期までに完成が間に合わない 3 者
- ・工事が難しい 1 者
- ・採算が合わない 1 者
- ・作業員の確保が難しい 1 者

でした。

(委員長) それぞれ理由があって辞退されているということですね。1 者の不着についてですが、一般競争入札なので参加申し込みをしてきたのに実際に入札をしないというのは、行動として違和感あるんですが、これはどうなんでしょうか。理由の聴取はされていますか。

(事務局 1) いいえ、しておりません。入札公告がされて 1 週間ほどで入札参加の判断をしないといけませんので、業者さんはとりあえず手を挙げておけ、というのはあると思います。その後、設計図書を詳細に確認して、工事が難しいとかで辞退届を出すというのは一般競争入札においてありえることです。今回の不着の理由について、個別の調査はしていないため分かりかねます。

(委員長) 入札にいたらないのであれば入札までに辞退届を出せばいい、というだけなのになぜそれをしないのかというのは、市の入札に参加する事業者としては違和感があります。ルールにないことをしているので、出さない理由を聞いてもいいのかも知れない。聞かないということはそれでいいということになってしまいます。そうなってしまうと、入札が成り立たない事態にもなりかねないです。

結果的に 1 者入札となったわけですが、1 者だけですので必然的にその方が入れた価格がそのまま落札価格になりました。落札率 95.89%という落札

額です。これは落札額として妥当なものでしょうか。結果論かもしれませんが。

(担当課 1) ほ場整備事業ということで、どうしても土を扱う仕事となります。辞退理由にも「工事が難しいため」というのもありましたが、応募してきている 8 者はいずれもほ場整備の経験業者でもあります。積算内容等についてはよく知っているはずですが、金額面についてですが、オーソドックスな設計資料に則りますので、その価格は妥当であると判断しております。

(委員長) 辞退理由に、間に合わないというのが半分を占めていましたが、発注時期や工期について、こうすればもっと参加できただろう、というのはないでしょうか。

(担当課 1) 地元と発注内容の整理をしていた関係で、時期的にこれが最速の発注でした。これ以上早くしようとすると、地元協議なども含め全体的に早くする必要があります。辞退の中で、工期が間に合わないというのと、作業員の確保ができないというのは、「作業員が確保できないと工事が遅れる」と共通するところもあるわけですが、工事業者がどうしても人手不足になっており、これも大きな理由になると考えます。

(委員長) これについてはこれが最速ということですね。わかりました。他に何かありますか。

(委員 1) 委員長がおっしゃられていた不着の件ですが、これは指名ではなく制限付き一般競争入札ということで、入札・契約事務取扱要領の 6-(2)-②のように入札の取り下げまたは辞退ということになると思いますが、不着の場合のルールは作っていますか。

(事務局 1) 不着に対してペナルティを課すルールは南あわじ市には現状ありません。

(委員 1) 実質的には辞退だと思うので、手続き上問題なければ後から事情を聞いてもいい気がします。なるべくであれば、辞退理由を書いて辞退の意思を明らかにしてもらおう方が、入札の透明性というのに資するのかなと思います。もしかしたら、業者 A などは多くの工事をしているので、建設業法第 26 条にある技術者が不足した可能性もあります。その場合も、不着ではなく理由を示してもらった方が透明性にも資すると思います。

(委員 2) 辞退した業者のうち 1 者の理由は「採算が取れない」というものでしたが、その根拠となる金額というのは業者が把握できるのでしょうか。採算が取れない、というのは、この工事の大体の価格がわかっていないと判断でき

ないと思います。

(担当課 2) 数量とか、金抜きの積算書は公開していますので、独自に経費を積み上げていった結果、自分のところが「ここまでだったら利益が出るな」という額を超えている、ということだと思います。

(委員 2) その業者がおこなう積算の単価は何か公表されているものがあるのでしょうか。

(担当課 1) 一般的に公表されている、建設物価・積算資料などからはじき出すものがほとんどです。それと、採算が合わないという理由で他に考えられるのが、このほ場整備事業につきましてはほとんどが土を扱う仕事と、二次製品等を用いて排水路を設けるものになり、他の業者と取引しながらおこなうものが多くなります。その辺の取引業者との金額が標準的なもので積算した時と比べて高くなって、採算が取れないと判断したのかも知れません。

(委員 2) わかりました。

(委員長) 他にありますか。なければこの案件はここまでとします。

3. ふるさと南あわじ応援寄付金ポータルサイト運営支援・保守業務委託(ふるさと創生課)

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) ふるさと納税自体は以前からおこなわれておりましたが、ポータルサイトの運営支援というのは今回新たに始まったものなのでしょうか。以前からあったものなのでしょうか。

(担当課 1) 今回のポータルサイト運営支援について、経緯を説明させていただきます。もともと、南あわじ市でふるさと納税を集める際、中間事業者を選定していました。平成 27 年度から今年の 8 月末までは契約していた中間事業者 2 者は業者 B と業者 C であります。これらの中間事業者に「ふるさとチョイス」や「楽天」といったポータルサイトを通じての募集を委託しておりました。

今年更新業務について入札をした結果、落札・契約に至らなかったということがあり、急遽南あわじ市直営でこの業務をやることとなりました。その結果、ポータルサイトの移行、ポータルサイトへ商品掲載するなどの業務が必要になり、今回入札をさせていただきました。

(委員長) この、従前の中間事業者に委託していた内容で再入札するよりも直営で、

となった理由はどのようなものでしょうか。

(担当課 1) 前の中間事業者とは今年の8月末をもって期間満了となるにあたり、年度当初よりプロポーザルにて事業者を募集しておりました。結果として1者から提案があったのですが、選定に至らなかったものです。そのため、直営に舵を切ることとし、ポータルサイトの運営が必要になったので本業務を発注いたしました。

(委員長) その1者以外には申し出をしてくる事業者はなかったということですか。

(担当課 1) はい、ありませんでした。

(委員長) では、やってくれるところがいなかった、というわけですね。

(担当課 1) はい、そのとおりです。

(委員長) 落札結果を見ると、予定価格に対して非常に安くなっていますが、予定価格はどのように設定されたのでしょうか。

(担当課 1) 今まで携わったことのない業務でしたので、実施可能な業者に見積を依頼し、それを参考に設計図書を作成しました。

(委員長) 見積は複数ですか、1者ですか。

(担当課 1) 1者です。

(委員長) その1者はどのように選んだのですか。

(担当課 1) 島内で実施可能であると思われる業者に声をかけさせていただき、可能か確認したうえで、見積徴収の提案をいただいたというものです。

(委員長) この1者は指名の中に入っていますか。

(担当課 1) はい、入っています。業者D、というところですよ。

(委員長) わかりました。業者Dからの見積を基にしたということですが、入札額については大きな差があります。どういうところでこうした大きい差になったと考えていますか。

(担当課 1) 金額の高かった業者には理由の聞き取りはしておりません。我々としては、現状のポータルサイトを移行するのにどれだけの人工がかかるのか、移行後に約7か月運営管理していくのにどれだけの人工がかかるのかというのを、見積を参考にしながら独自に設計させてもらった結果ですので、そこで我々の想定よりも高い金額でないといけない、となった結果だと想像しています。

(委員長) 落札業者ですが、安くできる分についてはよいのですが、本当にこの金額でできるのかというところはどう判断したのでしょうか。

- (担当課 1) 事業者とは話をして、業務内容について了承をいただいています。
- (委員長) 辞退理由はどのようなものだったのでしょうか。
- (担当課 1) 1者につきましては、「取り扱い分野ではなかった」というものでした。もう1者につきましては、「技術員・作業員の確保が困難」ということで聞いております。
- (委員長) この運営支援業務ですが、保守業務も含まれておりまして、来年度以降どのような業務が継続して発注される見通しでしょうか。
- (担当課 1) この業務はポータルサイトに載せて終わりではなくて、特産品を提出いただいている事業者の方から価格の変更や商品の見直しが月に30件ほどありますし、市が事業者の新規開拓をおこなっており随時新規登録もあって、全体で月に35件ほど更新があります。こうした状況はふるさと納税業務がある限り続く見込みでありまして、これらの更新業務も今年度の作業に含まれておりますし、来年度以降も実施したいと考えております。
- (委員長) 商品や事業者の更新と保守がある、ということですね。今年と内容が少し変わるが来年度以降も継続していく、ということですね。
- (担当課 1) 今回仕様書も資料として添付させていただいております。資料の43ページをお開きください。上から5行目「(2)ポータルサイト保守管理業務」が先ほど説明しました分で、新規登録商品5件、既存商品の修正・削除30件程度、というのは今回も計上させていただいております。
- (委員長) わかりました。来年度もそうした業務が出てくるということですね。
- (担当課 1) はい。
- (委員長) 当初こうした移行に参加すると、今後の保守でも継続的に応札されてくる可能性があると思います。特殊な技術を使っているとか、今回この事業者さんが受注したことで、来年度保守をしようとした時にこの事業者さん以外が触れなくなってしまう要素は特にないでしょうか。
- (担当課 1) 全てを業者に任せているわけではなくて、簡便なところは職員で対応しています。1/3程度は職員でやっていることになります。ですので、特殊なスキルを使って何かする、というのはありません。ですので、来年度以降どのような形になるかわかりませんが、何者か見積を取って随意契約できるのではと考えています。
- (委員長) わかりました。私からは以上です。
- (委員 1) この度切り替えということで、委託期間が契約締結日から年度末までとい

南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所超音波診断装置購入業務

うことですが、ポータルサイトは1年中やっているということで、次年度以降は1年間の契約になるのでしょうか。

(担当課 1) そうですね。12か月分で予算計上していく予定です。

(委員 1) 今年度は8か月程度、ということですね。

(担当課 1) そうですね。8月中旬に更新をして、9月以降保守、という形になります。

(委員 1) 先ほどおっしゃられていたように、この価格だったら随意契約案件だと思いますし、島内業者でやり取りも比較的円滑に進むと思います。今回の落札額が8ヶ月のものであれば、それを基に年額を出して、随意契約にするのか入札にするのか判断するべきだと思います。

(担当課 1) ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

(委員 2) 契約日からということですので、すでに稼働していると思うのですが、現状この契約金額、大変低い金額でしたが、問題なく運営されているのでしょうか。

(担当課 1) 寄付金も問題なく入ってきていますし、HP上でトラブルがあったという話も聞いておりません。

(委員 2) わかりました。仮に来年度切り替えのタイミングで入札なりをおこなう場合、業者が変わるとシステムの運用はどうなるのでしょうか。

(担当課 1) システム自体は、先ほど申し上げました「ふるさとチョイス」だとか「楽天」のサイトになりますが、その主たる管理者が市になっています。それとは別に管理用のIDやパスワードを事業者が持っており、双方から入って管理できるようになっていますので、市の職員も逐次内容確認しながらやっておりますので、たとえ事業者が変わったとしても、そこは問題なく移行できると考えております。

(委員 2) わかりました。

4. 南あわじ市国民健康保険阿那賀診療所超音波診断装置購入業務

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 本件は落札率が100%ということですが、3者応札されてその近似値だとの印象は受けます。予定価格はどのように作られたのでしょうか。

(担当課 1) 予定価格につきましては、阿那賀診療所の医師の希望する機種をお聞きしたところ、希望する機種についてメーカーも機種も指定されていたの

で、そのメーカーに見積依頼をし、その金額をそのまま予定価格としました。

(委員長) メーカー見積ということですか。

(担当課 1) はい、そうです。

(委員長) わかりました。参加者の選定について、購入実績等を考慮、となっていますが、この 6 者は納入実績のある・または同等品も含めて取り扱いしているだろう、ということから選ばれたのでしょうか。

(担当課 1) これまでにも南あわじ市の診療所に備品だけでなく、医薬品や消耗品等で納入実績のある 6 者、ということで選定しました。

(委員長) わかりました。辞退されている方が 3 者ありますが、どのような理由でしょうか。

(担当課 1) 3 者のうち 1 者は当日行けないという理由で、残りの 2 者は期間内の納品が困難という理由でした。

(委員長) 行けない、というところですが、これは電子入札ではないのでしょうか。

(事務局 1) 会場での直接入札です。

(委員長) 物品購入なので入札が困難ということもないと思うのですが、なぜ電子入札を採用しなかったのでしょうか。

(事務局 1) 南あわじ市では原則市内の業者を対象とした場合のみ、電子入札をしています。電子入札を利用するのに必要な ID とパスワードがあるのですが、市内業者のみにお配りしている状況です。今回のような市内だけでなく市外・島外の業者も対象とした入札をおこなう場合は、直接会場での入札というのが割とあります。

(委員長) 島外業者が入っていると電子入札ではなくなる、ということでしょうか。

(事務局 1) はい。島外業者が全て、というわけではなく、一部 ID・パスワードを渡して電子入札していただける業者もいますが、大部分は ID・パスワードを渡しておりませんので直接入札という形になってしまいます。

(委員長) わかりました。

今回メーカー指定もされていますので、機種も「これ」という風に限定されているのでしょうか。

(担当課 1) はい。

(委員長) それを安く仕入れて売ることができる方、という風に業者選択の幅は決まってしまう、ということですね。

- (担当課 1) はい。
- (委員長) あとは、落札されたのが医師協同組合ということで、一般的に考えられるのが、共同購入をしているので外販もされているのかな、と思うのですが、こうしたところでメンテナンスなども対応できるのでしょうか。一般的な販売業者と毛色が違いますので、メンテナンス体制などは問題ないでしょうか。
- (担当課 2) メンテナンスというのは「調整」とかでしょうか。
- (委員長) はい。
- (担当課 2) この医師協同組合は、名前は組合となっていますが、薬や医療機器の卸問屋・販売の会社でありますので、調整や操作のアドバイスなど対応していただけています。修理ということになると、ここを通じてメーカー対応ということになると思います。
- (委員長) 名前からのイメージと違って、普通の卸売と同じ実態なのですね。わかりました。
- あと、こういう医療機器・装置を買われることはあると思うのですが、今回のように落札率が 100%になるということはそう珍しくはないのでしょうか。
- (担当課 1) 直近で 100%というのはないです。落札率が 98%などのものがほとんどで、100%というのはなかったかも知れません。
- (委員長) わかりました。メーカーからどのように調達しているかという話になりますので、その先はわかりませんよね。私からは以上です。
- (委員 1) メーカー見積なので、おそらく医師協同組合も普段からメーカーと取引があり、100%になったのかな、とは思いますが、それが入札手続き上どうか、という問題を考えると、向こう側で何を話しているかは問題になるかも知れませんが、市の入札としては変なところに見積出しているわけでもないので、100%は結果論かな、と思います。普通に考えると、医師協同組合がメーカーに「いくらで買えるか」という話をして、ということだと思いますので。もちろん、協同組合は色々な専門職の協同組合がありますが、別に利益団体ではないのでマージン取るとかそんなこともないと思います。
- (委員長) 協同組合は基本的に組合員の共同調達をおこなうが例外的に外部への販売もおこなっているのでしょうか。
- (委員 1) 協同組合の事業というのは、一般の組合ですので、外部への販売もありえ

福良地区公民館耐震補強・大規模改修工事

ることです。

(委員 2) メーカー見積ですが、見積額は卸売額、小売額、どちらで出されているか、
というのはメーカーに確認しているのでしょうか。

(担当課 2) 小売価格です。

(委員 2) ということは、この医師協同組合にはほとんど利益がないのではないか、
というのが推察されます。つまり、この仕様書では試運転・据え付けに関
する費用も先方負担と推察され、先方がどこで利益を確保しているの疑問
が残ります。1年間の保守経過後は質問やアフターサービスの付帯業務は
この協同組合に有償業務として依頼するのでしょうか。

(担当課 2) 別途保守委託契約を結ぶことは考えていません。何か不具合があれば、そ
の都度有償修理を依頼することになると思いますが、ちょっとした操作の
質問や調整であれば、金額はどうなるかわかりませんが、営業の業務範囲
と考えています。そうしたフォローができるということで、市内の診療所
へ納入実績があり、こちらへ来る機会が多い業者を選定していました。

(委員 2) ということは、何かあった時に来ていただくのは、メーカーではなく医師
協同組合の方に来ていただく、ということですね。

(担当課 2) はい、基本的にはそのようになります。それで手に負えない場合は有償で
の修理対応になります。ある程度は営業で対応できると考えています。

(委員 2) 今回価格がメーカー価格と一致しておりますので、協同組合がどこで利益
を取るのか、後の付帯業務で何かしら発生する契約になっているのかな、
というのが気になり質問しました。

(委員長) 他になければこれで終わります。

5. 福良地区公民館耐震補強・大規模改修工事

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 本件は今ご説明があったように、なぜ指名競争入札かなと思ったんですが、
「1度一般競争入札を実施したが入札打ち切りとなり、2回目の入札をお
こなう際に工期確保のため区分Aに格付けされている全業者を指名して指
名競争入札した」ということで事情がわかりました。1回目の入札は不落
ということだったんですが、これは入札を2度行っているのでしょうか。

(事務局 1) 再度入札の結果、不落となりまして打ち切りとなっています。

- (委員長) 今回 2 回目の結果も、99.09%ですから総じて事業者が積算される価格は、予定価格に比べ高めである案件だなと言う気がしています。予定価格は一般的に積算されていると思うのですが、事業者から見るとここにお金がかかろうしてもかかる、という特別な要素があるのでしょうか。事業者として積算すると、予定価格より高くなってしまおうという要素が。
- (担当課 2) 今回の改修は大規模改修ですので、例えば既存の天井をめくった後に天井裏に何かあるかも知れないですとか、一から建てるのであれば検討する必要のない要素があります。そうしたものが現れる可能性を想定して安全側に寄せるため価格を下げるのが難しい、という話を今回落札した業者から聞いています。それと、耐震補強工事ですが、今回の耐震補強工事のメインが、コンクリートの補強壁となっています。これが価格に現れない手間が多いため、全体としてみた時にその部分が赤字になる、それを他の大規模改修部分で補ってなんとか価格が合うような工事であった、と伺いました。
- (委員長) 価格に現れない、というのはどういうことでしょうか。
- (担当課 2) 作業手間になります。例えば、鉄筋を差し込んで設置する作業で、その本数が相当多くなります。積算上は 1 本いくら、と計算するんですが、1 本目入れて 2 本目入れて...としていくと、スペースの関係上どうしても作業効率が落ちてしまう、というのがあるとのこと。そうしたものが、目に見えない、価格に現れない手間として出てくると伺っています。
- (委員長) わかりました。1 件不着というのがありますが、別の案件でもありましたがこれの理由は聞いていないのでしょうか。
- (事務局 1) こちらとしては、不着で失格になった業者に後日理由を聞くということはおこなっておりませんので、理由は把握しておりません。
- (委員長) この予定価格は、さきほどの話から部分的に難しいところや予測の困難な要素もあるとして、予定価格自体はどのように算定しているのでしょうか。
- (担当課 2) 設計業務自体は市内の設計士に発注して設計してもらっています。
- (委員長) 実施設計で出てきたもの、ということですかね。
- (担当課 2) そうですね。この前段階の耐震診断、それに基づく補強計画、実施設計業務と引き続き随意契約で市内の設計士にお願いしております。
- (委員長) 私からは以上です。
- (委員 1) 辞退理由はわかりますか。

- (担当課 2) まず、辞退理由についてはこちらから例示した中から選んでいただいているのが大半です。例えば、「指定された工期内で完成するのが困難なため」というのが 2 者ありました。また、「積算金額では実施金額と予算が合わない」という方が 3 者ありました。また、「積算が間に合わないため」というのが 1 者ありました。あと、「手持ち工事が多いため新たな受注が難しい」というのが 3 者ありました。以上です。
- (委員 1) これは低入札価格制度でいっているということですが、最終的に一番下の西中さんで書類等調査して特に問題ない、ということになったのでしょうか。
- (担当課 2) 今回調査基準価格まで達しておりませんので、入札書の価格でそのまま落札となります。
- (委員 1) 調査基準価格を下回った時だけ調査をするということですね。すみません。それと、大規模改修ということですが、ほとんど建て替えに近いのでしょうか。
- (担当課 2) 区分が難しいのですが、例えば外壁を全て壊して柱だけ残しておこなう「長寿命化工事」というのもあるのですが、今回そこまで入っていません。耐震補強する箇所は壁を壊して耐震壁を作りますが、それ以外のところについては壁を残した状態で、内装・外装を直しております。
- (委員 1) 価格的に言うと、全部を撤去して新築する、というのは検討されたのでしょうか。
- (担当課 2) 建て替え、という話もありましたので、建て替えでの算定もしております。
- (委員 1) その結果、建て替えよりは大規模改修の方が採算が取れるだろう、ということですか。
- (担当課 2) 同規模で建て替えるとなると、大規模改修の何倍もの費用がかかりますので、建て替えて少し小規模になるのか、現状の建物を耐震補強して内外装を大規模に直すのか、どちらが地元として使いやすいか検討した結果、今回の耐震補強・及び大規模改修という形になりました。
- (委員 2) 設計について設計事務所と随意契約ということでしたが、選定方法について誰がどのように決めたか、というプロセスをお聞かせください。
- (担当課 2) 最初にこの業務をするのに耐震診断、またそれに基づく補強計画というのを作らないといけません。それを平成 29 年度の補正予算で設置しまして、その際に市内の設計業者で指名競争入札をおこないました。その補強計画

に基づいて工事をおこなうので、実施設計をするのに補強計画を作成した業者が一番有利であるということで、平成 30 年度に 1 者随意契約をおこないません。

(委員 2) 当初は、指名競争入札で設計業者を選定した、ということですね。

(担当課 2) はい。

(委員 2) わかりました。外部の設計事務所の方を入れて予定価格等の積算が決まるわけですが、情報漏洩という観点からこういった対策をされているのでしょうか。対内的に市役所の中でどの階級以上の誰が情報を知り得るのか、対外的には設計事務所に対してこういった誓約を課しているのか、手続きを教えてください。

(担当課 2) まず、実施設計業務につきましては、設計士の方で直接工事費ですとか諸経費とかこれをかけたものに消費税をかけて税込みの工事費を算定していただいておりますが、諸経費につきましては各担当で入力するようにしております。それによって、設計士においては、工事価格情報を知っているということはありません。

(委員 2) 最終的な金額はどの職階の方までが知り得たのか、という対内的なことも教えてください。

(担当課 2) 南あわじ市の制度としまして、設計書の内訳書というのがあります。内訳書には最低制限価格の根拠になります直接工事費ですとか、共通仮設費ですとか、そうした情報が載っています。それにつきましては、課の課長が外して保管することになっております。その外した内訳書を基に、予定価格の下書きを課長が作成して財務課長に直接送付しております。そうして最終的に財務課で予定価格設定しております。

(委員 2) ということは、担当課の課長以上の方であっても、最終金額は知り得ないということですね。

(担当課 2) はい。

(委員 2) わかりました。

調査基準価格はどのように決まるのか概要を教えてください。

(事務局 1) 調査基準価格の算定についてですが、これは最低制限価格と同様の算定式があります。中央公共工事契約制度運用連絡協議会が算定モデルを出しております、多くの自治体が最低制限価格や低入札価格調査制度の算定式として準用しております。南あわじ市でも中央公契連モデルを準用して算

定式を設定しております。建築一式工事の場合、直接工事費に 0.9 かけてさらに 0.97 かけたもの、共通仮設費に 0.9 かけたもの、「直接工事費に 0.1 かけたもの」と「現場管理」を足して 0.9 かけたもの、一般管理費に 0.55 かけたもの、これらの合計が最低制限価格となります。

(委員 2) 最低制限価格と調査基準価格の使い分けはどうなっていますか。

(事務局 1) 設計金額が 1 億 5,000 万円を超えるものについては、南あわじ市では低入札価格調査制度を適用するとしています。それ以外の入札案件では最低制限価格を適用しています。

(委員 2) より手当てが必要な案件については調査基準価格を使用するということは、調査基準価格の方が、合理性があるということですよ。つまり、1 億 5,000 万円を超えるものについては特別に手当てをするということは、より調査基準価格の方が最低制限価格よりも合理性を持つ、ということよろしいでしょうか。ここで言う合理性というのは、例えば通常の最低制限価格ではダンピングがかかったり、工事安全性が落ちるリスクを低減するという意味です。

(事務局 2) 基本的に低入札価格調査制度というのは、より効果的・効果的に工事を発注できるメリットがあるとされています。通常の最低制限価格だとその価格を下回ると即座に失格となってしまいますが、低入札価格調査制度の場合基準価格を下回ったものについて調査をして、履行可能かどうかを確認させていただいたうえで、妥当であればそこを落札とする制度です。安かろう悪かろうではだめですが、発注者にも業者にもメリットがある方法だと思います。

(委員 2) わかりました。

この予定価格の決定方法ですが、他市・他県ではランダム係数を使用する場合もあります。南あわじ市では採用しているのでしょうか。

(事務局 1) 今現在はランダム係数を採用しておりません。過去には採用していた経緯もあります。

(委員 2) 採用を取りやめた理由はありますか。

(担当課 2) もともとはランダム係数と言いますか、最低制限価格で言えば上限が 85% だったのですが、市内業者のみを対象とする工事の場合上限を 90% で設定しておりました。それに対して、市内特例として算定した最低制限価格の率に 5% を上乗せしておりました。普通に計算したら 85% となるところ、特

例として5%上乗せして90%としていたものです。これは市内経済の活性化を目的とした特例のかさ上げでした。これが合併から年数が経ってある程度経済が活性化されたことで、上乗せ係数を5から3、3から1.5、という風に下げながら上乗せに関してのランダム係数を用いていたのですが、これが現在は0になり、ランダム係数がなくなったということになります。

(委員 2) 経済活性化のために設定されていたということですね。予定価格を予測困難にするために使われた、というわけではないですね。

(事務局 2) 結果として、予測困難にはなっていたとは思いますが。

(委員 2) わかりました。

6. 西淡中学校改修工事

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 本件は参加申し込み8者ありまして、うち辞退が3者、残り5者が応札されましたがそのうち4者は最低制限価格を下回って失格ということで、残りの1者が受注されています。一番高いところが受注したという結果になっており、そういう制度なので仕方ないですが、市民レベルからいうと違和感を感じます。札を入れた多くの事業者が「もっと安くできる」と言っていることになるので、そうすると予定価格なり最低制限価格なりが業界の実態と合っていないのかな、という疑問が出ます。業者の積算が安いものが多かったということについては、考えられる要因はあるでしょうか。

(担当課 2) この工事において、校舎と正門の間に瓦のタイルを敷き詰めた道路があったのですが、これを今回コンクリート舗装にやり直す、ということをしました。ただ、地元からの要望がありまして、このコンクリート舗装に瓦を砕いたものを混ぜ込むという変わった方法で舗装をしております。これに関して、特殊なやり方なので3者見積を取って設計しましたが、その3者の中でも見積額に1㎡あたり3,000円ほどの開きがありました。今回280㎡程度舗装をするわけですが、ここで80万円以上の開きが出ることになります。応札した業者がどこに見積を取ったかわかりませんが、それにより金額に開きが出たのかな、と思います。

(委員長) 今おっしゃった部分の開きに与える影響、ウェイトは大きい、ということでしょうか。

- (担当課 2) そうですね。今回の工事の中ではその部分が一番大きくなると思います。それ以外の部分に関しましては、公共の物価本や労務単価が使用できますし、見積を取ったものについてもこちらで確認する限り業者間での大きな開きはありませんでしたので、おそらく瓦部分が一番の要因だと考えます。
- (委員長) その部分で結構安くできると積算された業者が多かった、ということになるのだと思いますが、当初見積を取って予定価格を設定された段階では、3者の中で一番安いところを採用しているのでしょうか。
- (担当課 2) はい、最低金額を採用しています。
- (委員長) その3者は今回参加しているのでしょうか。
- (担当課 2) 入札には直接は参加しておりません。
- (委員長) 予定価格設定のための見積業者はどのように選定したのでしょうか。
- (担当課 2) 設計は市内の設計業者に依頼しておりまして、その設計業者からこの工事をできるであろう業者を3者選定していただき、そちらに見積を依頼しています。
- (委員長) 設計業者からの情報を基に、ということですね。それより安くできるというところが結構いたということですが、設計段階で知るの難しいと思います。
- あと、辞退している3者はどのような理由からでしょうか。
- (担当課 2) 業者から出ている辞退理由として、3者のうち2者が「指定された契約期間内に完成させることが困難なため」、1者が「他の工事が落札できたため」と聞いております。
- (委員長) わかりました。私からは以上です。
- (委員 1) 先ほどおっしゃっていた、コンクリートに瓦を入れ込んで舗装する、という特殊な工事ということですが、それを仮に特殊工事で見積もるのではなくて普通のコンクリート敷きにしていたら、という金額はありますか。
- (担当課 2) すぐには回答を持ち合わせていません。
- (委員 1) 今後のこととして、それで算出した金額が最低制限価格未満の業者が見ている金額と齟齬がないレベルであれば、工事の特殊性は金額に影響を与えるものではなかった、という検証ができると思います。事前に予測できることではないですが、結果を見てそうした積算をしてみることで、特殊性による金額の増加をどう扱うかが見えてくると思います。
- (委員 2) 入札結果を見ますと、受注意欲が高く応札額が低い業者が失格となってい

ます。最高額を提示した業者と最低額を提示した事業者を除くと、3 者の平均値が 3,900 万円弱となり、見方を変えればこの辺りが適正額と見ることできるわけです。その前提のもと、これは入札制度の根本にかかわることですが、最低制限価格未満の業者が第 2 回の入札に参加できない現状について、これらの業者を参加させることによる弊害があるのでしょうか。つまり、予定価格を上回った業者が 2 回目の入札に参加できて、受注意欲の高い業者が除外されてしまう、という現行制度に疑問を感じるのですが、その点はいかがでしょうか。

(事務局 1) 再度の入札につきまして、入札契約事務取扱要領に記載がありまして、再度入札に参加できる者は「初度の入札において有効な入札をした者。(最低制限価格を設けた時は、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)」となっておりますので、最低制限価格未満で失格となった者は、2 度目の入札には参加できないという取り扱いをしております。

(委員 2) 現行制度上そうなっているのはわかりませんが、今回入札結果を見る限り、入札金額の真ん中の 3 者が制度によって除外されてしまっています。こうした業者を次の入札に進める方策がないものかと感じます。現在の制度がそのようになっていることは、参加させた場合になんらかの弊害があるのだらうと思いますが、私はその理由を思いつかないため質問させていただきました。後日でもその趣旨について教えていただければと思います。もし、2 回目の入札に参加することに何の支障もないのであれば、制度を改正すれば、今回の工事であればより安い工事費で落札されたはずです。今後のご検討をお願いします。

(委員 1) おそらく最低制限価格を設けた趣旨は、安かろう悪かろうを除く、という意味があると思います。この案件を法律・条例・政令を抜いた形でどうしたらうまく解決できていたかな、というと、私は「低入札」でいったらよかったのではないかと思います。今のところ、先ほどの話もふまえると、低入札価格調査制度が 1 億 5,000 万円以上の案件に適用することになっていましたが、これは条例で額が決まっているのでしょうか。

(事務局 1) いいえ、条例ではなく、取扱要領で決めています。

(委員 1) 要領は市の中でどのレベルで決定されるもののでしょうか。議会の承認があるのでしょうか。

(事務局 1) 議会の承認は不要です。内部の入札参加者資格審査委員会に諮って、最終

令和元年度 南あわじ市指定ごみ袋購入

的に市長まで決裁を取って改正となります。

(委員 1) この案件は、別の委員もおっしゃっていたように中間を取ると 3,800～3,900 万円くらいになりそうで、業者が最低制限価格制度の基準ではじかれたのは今の制度上やむを得ないものだと思いますが、予算を節約できるのであれば当然市にとっても市民にとってもいいことです。失格の 4 者が、2 回目の入札の進めるようにする方法と、1 回目の入札で救済措置を取る方法と 2 つ考えられると思います。前者であればさきほど言われていた入札契約事務取扱要領の再度入札の要件、これも要領なので議会の承認は要らないと思うのでこれを変えるのが考えられます。もう一つは低入札制度があたります。こうした両方面で考えるというのと、さきほど話をさせていただいた「特殊性による増額が妥当であったのかどうか」という根本的なところの 3 つで検証してもいいのかなと思いました。

(委員 2) あと、予定価格を超えた業者に対しても、2 回目の入札に行くのではなく、再入札という方法もあると思います。今回、第 2 回入札で落札した業者は、2 回目の入札参加が自社しかない、という事を知り得たのでしょうか。

(事務局 1) いいえ、知り得ない情報です。

(委員 2) 質問は以上です。

(委員長) 制度に関してはこの案件だけで話するのは難しいと思います。今後別の時間で議論を深めていく機会があるといいと思います。

7. 令和元年度 南あわじ市指定ごみ袋購入

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) このごみ袋の購入は毎年おこなわれているのでしょうか。

(担当課 2) はい、毎年おこなっています。

(委員長) 1 年間で使う量を補填していく、という感じでしょうか。

(担当課 2) はい、そうです。

(委員長) 指名業者ですが、この入札に参加した 4 者のうち 1 者辞退しているのはどのような理由からでしょうか。

(担当課 2) 今回「ごみ袋購入」ということになっていますが、仕様書にも書いており在庫を保管する倉庫を受注者で確保してもらうことになっております。辞退した業者につきましては、保管場所がないということで辞退しており

ます。

(委員長) それぞれ島内で納入実績を持っている業者、ということですよね。

(担当課 2) はい、そうです。

(委員長) これまでの納入では保管場所を必要とされなかったのかも知れませんが、納入実績は持っているが今回は保管場所の都合で応じられなかった、ということですね。

(担当課 2) そうです。

(委員長) 毎年の納入ということであれば、業者さんが変わっているのかどうか。一定にすることも効率性はあると思いますが、事業者が変わっているのか固定的であるのか、それと値段の傾向がどうなっているか伺いたいです。

(担当課 2) 業者については、ある程度固定になっております。なかなか他にごみ袋を作っていただけの業者もなく、指名願いが出ている業者も少ないためほぼ固定になっている状態です。

(委員長) 最近と同じところが指名されているということですね。

(担当課 2) はい、そうです。

(委員長) 受注単価の傾向はいかがでしょうか。

(担当課 2) 発注する枚数にもよりますが、徐々に上がっていています。

(委員長) 配送など人的な要素もあるのでそれもあると思います。予定価格はどのように算定されているのでしょうか。

(担当課 2) 過去の落札の状況や、枚数による単価の違いなどを参考にし、社会情勢を考慮しながら予定価格を決めております。

(委員長) これは、発注部署で決めているのでしょうか。

(担当課 2) はい、そうです。

(委員長) 業者見積ではなくですか。

(担当課 2) 次年度の予算を取る時に参考見積を取っています。それも業務実施時の参考にしております。

(委員長) 業者見積そのまま、ということはないですね。

(担当課 2) はい、そうです。

(委員長) 納入数量ですが、毎年ということであれば一定の数量を予測して購入するということになると思います。予算が単年度主義なので難しいかも知れませんが、まとめて多く買うと単価が安くなるのでしょうか、2年分買って来年は予算要求しない、といった工夫の余地はあるのでしょうか。

令和元年度 南あわじ市指定ごみ袋購入

- (担当課 2) 昨年度までは結構な数の在庫を抱えながら毎年同じような数量を購入していました。その在庫数も昨年度末に増えたので、毎年大・小・特小と購入していたものを、今年度は大の袋だけを購入としています。
- (委員長) そういうことであれば、2年分まとめて購入することも全く不可能、というわけではないということでしょうか。
- (担当課 2) 不可能ではないですが、保管場所の問題もあります。業者さんで保管していただくので、あまり在庫が多くなると、入札参加しにくくなると思います。
- (委員長) 納入された価格に市役所の経費をプラスして市民に販売しているのでしょうか。
- (担当課 2) 実際の販売につきましては委託業者、市内約140店ほど登録があるのですが、委託料を販売業者に支払って、市民に販売する時は決められた価格で販売していただいています。
- (委員長) 金額の差はあるんですね。
- (担当課 2) あります。
- (委員長) 販売価格は条例で決められているのでしょうか。
- (担当課 2) 条例です。
- (委員 2) 条例で価格が決定されているということでしたが、こうした直接原価と委託経費の差額で利益が出ればそれは市の利益となるのでしょうか、この差額が上回りそうな場合は条例をその都度変更するのでしょうか。それとも据え置きでしょうか。過去の実績を教えてください。
- (担当課 2) 基本的に据え置きですが、この度10月の消費税改正があったので、条例を改定して値上げさせてもらっています。
- (委員 2) それ以前は何年も同じ価格だったのでしょうか。
- (担当課 2) 消費税が5%から8%に変わった時期もありましたが、その時は「後に10%になる」という情勢でしたので、条例変更せず5%の時の金額のまま販売価格設定しておりました。今回は消費税が5%に上がった時以来の変更となります。
- (委員 2) わかりました。
- (委員長) 今回市民向けには、5%が一気に上がったということですね。
- (担当課 2) そうなります。
- (委員長) わかりました。本件は以上になります。

4 その他

1. 全体的な意見交換

- (事務局 1) 先ほどの「最低制限価格未満で失格したものを再度の入札に参加させることができるかどうか」というところについて、施行令上はそうした制限はないはずです。自治体の判断で決めるところになります。
- (委員 2) 可能性、余地はあるということですね。
- (事務局 1) 内部の入札参加者資格審査委員会で昨年同じような質問がありまして、他市の事例を確認したこともあります。ほとんどの自治体が最低制限価格未満で失格になった者の再度の入札参加は認めていないというものでした。理由まではその時調査できていないのですが、「大多数が同じような状況なので南あわじ市でも引き続き同じ扱いをする」となっていました。
- (委員 2) 上の値段を入れてきた業者だけ 2 回目の入札に参加できるというのは不公平な感じもします。見積を頑張って積算し、下回ってしまった業者を救済するか、上にいった業者も含めて新たに次の入札をおこなう方がフェアな気がします。
- (事務局 2) そもそも論として、担い手 3 法に含まれる建設業法や品確法などありますが、発注したものが適正な価格で発注がかけられて、業者もそれなりに利益を取りながら下請け叩きしないとか従業員の給料をカットしない、真つ当な価格で応札してもらってそこに経済の循環が生まれる、というのが最低制限価格制度だと思います。今回の案件に関して一番大きな問題は、予定価格の積算がちゃんとできているかどうか、ということだと思います。担当課が話をしていましたような瓦を入れた路面の整備をする、というところがきちんと価格として見込めなかった、よって業者がそれぞれの思いで価格を入れたことで差が生まれています。ただ、おそらく業者は実際にそれでできたんだと思います。市の見積のシビアさが欠けていたが故に最低制限価格で引っかかっている、というのはアンフェアであると言えます。なので、考えられる方法としては、積算をよりシビアに適正な価格にしていく方法と、もう一つは仰っていただいた低入札価格制度、これは今 1 億 5,000 万円以上というのを他団体の状況を背景に決めさせていただいていますが、この運用をどうしていくかというのは、まだ始まって 1 年しか

全体的な意見交換

経っていない制度ですので制度内容を変えていくという方法もあると思います。

(委員 2) 積算で3者に見積を発注したというのはやり方としては合理的な数値が出てくると思います。低入札価格制度を運用し始めたところですが、マンパワーはかなり取られますか。調査案件を増やすのは現実的に難しいでしょうか。

(事務局 2) 現在、低入札価格制度に該当する案件が年間4~5件あって、実際に調査基準価格を下回った案件が年間2~3件だと思います。1つ案件があると、調査期間がだいたい4週間かかります。その4週間の間に業者から資料を出していただいて設計内容をつぶさに見させていただいたり、使用する機材の写真や内容を出してもらったり、下請け業者があればそこからの見積も出してもらって、それを全部チェックしていきます。そして、業者に来ていただき、質問をさせていただいた中で「これで大丈夫だ」という確認が取れたら審査会に諮って最終結論を出します。実際のところ、1件でもかなりの時間を取られると思います。契約係が現在2名、私を入れても3名であり、その中で手を打っていくとなると今でもなかなか苦しい、というのは事務サイドとしてはあります。

(委員 1) 再度入札を最初の最低制限価格未満の者も入れてしまう制度にすると、全く同じ入札を2度してしまいます。先ほどの案件だけで言えばやった方がいいとは思いますが、制度設計としてはなかなかハードルが高いと思います。一方、低入札価格制度も今お伺いした事務の手間からすると、一気に基準を下げてしまうというのは難しいかなと。そうすると、やはり言われていた積算というところですよ。そこをちゃんと透明化しておかないと市民がこの結果を見た時に、3,800~3,900万円できると言っているところが多いのに、そうじゃなく400万円ほど高いところが取っているというのがなかなか説明をつけづらくなると思います。

(事務局 2) 再度入札において、電子入札では最低制限価格未満で失格になった業者を除いて、有効なものの中で一番下の業者の金額は示されます。「これを参考に次の入札を入れてきてください」ということですね。これを、最低制限価格未満の業者も全て入れた時、この価格を示すとこれに寄せる形になるので、これが入札のやり方として妥当なのかどうか、という問題があります。再度考えるのではなく、その金額を参考に少し下にしたら落ちるだろうな、

全体的な意見交換

という考えになってしまうと、それもまた入札の趣旨として正しいのか引
っかかるころではあります。もちろん、最低額を示すことで、その上
をいった業者もそこに向けて下げてくることにはなりますが、積む方と下げ
る方が同じ考え方になるのか気になるころです。

(委員 1) 先ほどの案件で言うと、全部の業者に 2 回目の入札やらせてあげたいです
よね。

(委員 2) 市の財政的にはそうですね。

(委員 1) それをどう普遍的な制度として考えていくかとなった時に、もう一つのや
り方としては「個別具体的に判断する」ですが、それは市のやり方として難
しいころですよね。

(事務局 2) そうですね。

(委員 1) 制度・運用は決めておかないと、ですね。

(委員 2) この案件で、予定価格を上回った業者が 2 回目の入札をした時、すごく予
定価格に近い札を入れたのが気になります。なぜそれだけ下げれば自ら落
札できると判断したのか。100 万円 200 万円ではなく数十万円だけ落とし
て落札しています。

(事務局 2) 業者の判断によるころですが、おおむね 2 回目の入札になると 1 番低か
った金額が提示されていますので、それからできるだけ近いころで取り
にこようとするのはあります。どこまで下げるかは、業者が自分のころ
の利益をどこまで下げるか、という世界だと思います。そういうこともあ
り、2 回目の入札で極端に金額が下がることはしないです。仮に予定価格
と 2 割 3 割差があると 2 回目に入れてもらっても落ちませんし、そもそも
これでは割に合わないと辞退されることも多いです。

(委員 1) 設計段階での妥当性というのは、専門性が高くなればなるほど難しくなり
ますので、先ほどのコンクリートの瓦の件も、素人からすると「混ぜ込んだ
らいいだけでは」と思ってしまいますが「均一にしないといけない」など特
別な配慮が必要になるのかも知れません。その当たりで、何が妥当かとい
うのは結果論でしか見れないころはどうしてもあります。ただ、結果論
としてちょっとかわいそうだな、という入札があった場合は検証すべきな
んでしょうね。

入札監視委員会指摘事項について

2. 入札監視委員会指摘事項について

○事務局よりこれまでの会議録を要約した入札監視委員会指摘事項説明

(委員長) 意見具申の有無等に向けて今日決めるものではないですが、意見出して議論できれば。

(委員 1) 大まかに分けると高落札の案件、低落札の案件とあります。低落札の案件をさらに分けると、最低制限価格を設定したために市民目線から見ると「もっと安くできるところがあるのにどうしてそこに発注しないの」と思われるものや、資格要件に関する制限とに分けられると思います。高落札の原因の1番は、業者においても積算ができてしまう土木工事であり、それは仕方ないのかなと思います。高落札の中でもそうじゃない案件を検証してみるといいと思います。低落札に関しては、結局積算の問題だろうと思います。あとは再入札も含めた入札資格などに、市民目線から見てより良い制度設計ができるのではないのかな、というのは抽象的ではありますがそう思います。

(委員 2) 指摘事項の中の一般廃棄物収集運搬業務についてコメントさせていただきます。入札金額を押し上げる要因として、新規業者が入ってこないという観点から聞いてみたことがあるのですが、参入障壁があるのではないかと考えています。南あわじ市の場合は5者が登録されていますが、そこには組合の存在があると聞いています。事実上の寡占が進んでいます。新規業者が登録しようとしても組合に加入しなければ登録ができない、となりそこに参入障壁があるわけです。5者で組成されている組合ですから、一般的に考えれば新規の業者はなるべく入れたくないという心理が働くでしょう。そういう状況であれば、事実上寡占状態に陥っているのではないかと思います。そういうことであれば受注意欲のある新規業者が参入できない、という状態が続き、今の落札金額で今後も推移していくことになるわけで、それが適正な価格なのか甚だ疑問ではあります。ということで、具体的にはそういう事実、新規業者が参入する障壁を取り除いた方がいいのではないかとこの風に思います。その辺りの実態の解明と、今後に向けて改善できるところは改善していただきたいです。

一方で、低入札価格制度の基準を引き下げて案件を増やす、というのは支出を削減できる可能性もあるのですが、その分財務課の人員を増やすなど

の対応も必要になり、そんなに効率のよいやり方ではないのかな、と思います。

(委員長)

高落札の案件は度々ありますが、「ここに問題がある」というのは各案件の結果論でしか言えなくて、「ここを改善すればいい」というのは難しいですね。業者にも聞くべきことを聞いて検証する、くらいでしょうか。最低制限価格に引っかかるものが多いというのは制度がどうのこうのというのは難しいです。そもそも入札は競争を働かせて効率よく予算を使うというところがありますが、最低制限価格を設けることはむしろ受注価格を引き上げることになります。業界の健全育成、過度な競争の是正を目的とした制度なので、競争制度とどうしても合わない部分も出てきます。競争はより効率性を努力して金額を下げたい方がいいですが、最低制限価格はどんな努力をしたらいいかかわからないものがあります。結局予定価格や最低制限価格を知るのが手っ取り早いので情報漏洩などの問題も生じるのだと。経済効率などの原則に合わない制度なので業者も難しく、制度を変えるのは難しいと思います。ただ、特異な例は検証、なぜこうなったか、積算に問題があり予定価格がそもそも高い、など考える必要があります。制度は公表されているので予定価格から最低制限価格は計算できるのですよね。なので、予定価格の問題になると思います。予定価格が業者の考える価格と合っていれば多くの者が下回ることはないのかな、と。極端な事例は検証して、市民から「おかしいんじゃないか」と言われた時に、色々チェックして考えています、というのをしておくことが必要だと考えます。それと先ほど他の方が言われていた運搬業務ですが、業者が固定されていて棲み分けもできていて、当事者が競争する気がない、というようなものを直ちにどうこうするというのは難しいです。普通の業務であれば新規参入があったり退出があったりというのはありますが、特殊でそれなりに設備も要るし、営業をかければ仕事が取れるという類のものではないですし、地域に相当密着するし、と新規参入にそこまで魅力があるのかな、という気はします。そうなると、固定化するのはどうかと思いますが、当人たちに競争する気がなく新規参入もなければ仕方のないものとも思います。言われていた参入障壁はまた別の問題で、独占禁止法に触れるかどうかという問題もありますが、入札結果から直ちにそうなるというのは無理があると思われる。

入札監視委員会指摘事項について

- (委員 2) 私が聞いた話では、市に入札業者登録の働きかけをした時に、「組合に入っていないと受付できません」という風に門前払いをされたということで、市の判断によるものようです。パッカー車で2~3台、ダンプで2~3台持っておけば参入できる業界ですので、新規参入意欲のある業者はいるように聞いています。制度的には、オープンな市場環境づくりは大切だと思います。
- (委員 1) 市の方が入札参加資格の要件として組合に入っていないとダメとしたのであれば問題かと思えます。
- (委員長) それは制度上はないと思いますが、もし何かあったとすれば担当者が「現実的にトラブルになる可能性があるので組合と話を付けてから来てほしい」という趣旨のことを言った可能性はあるかも知れません。もしそういうことがあるのならそれは別の問題として然るべき対応を考えないといけないでしょう。
- 以前に話の出た、今2地区申し込みできるところを3地区にしてみたらという案ですが、きっと今参加している者は競争する気がないのでしょう。棲み分けもできていることですし、現状でやっていくのが効率もいいのでしょうし。なので、3地区にあえてしてみてもあまり結果に繋がらず、労多くして益はなくて、「なぜこんなことしたの」とならないか。色んなものに逐一改変してみるのかということ、必ずしもそこまでのものを求められているのではないと思います。結果を見て問題意識を持ち続けるとして、差し当たってできることが何かないかな、と思っているところです。
- あと、私が前にも言ったんですが、入札書未提出はやはりルールから外れたことで、ちゃんと辞退届というものがあるのでルール通りにしていただきたい。これを放置するのはあまりよいことではないと思います。制度が形骸化してしまうというか。
- (委員 1) 来てほしくないなら取り下げの制度もあると思うので取り下げることができるはずですし、不着はよくないことかなと。
- (委員長) 本当に忘れていたなら後からでもいいので出させるとか。
- (委員 1) 期限に間に合わなくて届いた、は仕方ないと思います。それは正当な失格として。運用のルールとしては、最低でも「やりません」という意思表示をさせるべきだろうと思います。
- (委員長) 特に指名競争はそうですね。別の人を指名していたら有効な入札額が提示

入札監視委員会指摘事項について

されたかも知れませんが。そういうことから考えると、なぜそんなところを指名したんだ、ともなるでしょうし。あまり制度的・事務的負担を求めるわけではないですが、その都度注意喚起をするような仕組みなどですね。

(委員 1) 事務取扱要領によると、「入札の辞退について」というところでは「執行が完了するまでは、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる」というように権利になっています。「しなければならぬ」ではなくて。ただ、やはり辞退の場合の意思表示はすべきだと思いますよね。

(委員長) 事務の効率化に反しますが文書を送るとか文書で指名通知を送るとか。そうすれば忘れていくということは減るのではないかと。それがいいのかわかりませんが。

(事務局 2) 今日抽出していただいた案件の辞退理由はすごくレアなケースではありましたが。これが業者のランクで言うと A ランクでしたが、B、C、D となってくると不着、電子入札で全く何もしてこないという業者も数としては多いです。同じ業者が複数の入札に参加していて全部不着ということもあります。それに関しては入札方法だとか指名業者を選定している入札審査会でも意見が出ております。何らかのペナルティを与えるとかですね。

(委員 1) ペナルティまでは厳しいかなと思いますが、ただ、指名の場合は置いておいて、一般の場合で手を挙げておいて自分の都合でほったらかし、というのは公的な入札の制度ですのでどうかと感じます。

(委員長) 参加資格の確認をするなどそれなりに行政コストもかかっているわけですから。その人が手を挙げたことによってですね。ただ、先ほども言われていたようにペナルティまではいいのかなと思います。そうなると制度整備も必要になってきますから。注意喚起をマメにするとかですかね。

(委員 1) あとは、辞退届を「提出しなければならぬ」と強制するとかですね。それであれば運用上の問題ですよ。そういうのはありだと思います。そうすると提出しなかった場合のペナルティは、というのが次のハードルとしてありますが。

(委員長) 指名する時に、入札に参加しない恐れがあるから、というのを加味するというのはありますが、それも運用だけでやっていいのかというのはありませんね。ペナルティ的なものは難しいと思います。なるだけ手間はかからないけど効果のあるようなことをやっていくというのは必要だと思います。

入札監視委員会指摘事項について

市民から見た時にですねルーズに見えてしまいますので。

運用上の話なので、意見として具申するというようなことではなく、参考意見として聞いていただけたらと思います。

(委員 1) 辞退届で、先ほど言われていたチェック方式であればまだいいのかなと思います。

(事務局 1) 南あわじ市では現在全ての案件で理由を選ぶ辞退届様式になっています。

(委員 1) その他、もあるんですか。

(事務局 1) あります。その場合は理由を記述していただいています。

(委員 1) 辞退届を出さなければならない、程度の運用変更であればいいのかなと思います。

(委員長) 最低制限価格の設置基準はどうなっているのでしょうか。低入札価格制度は1億5,000万円という基準がありましたよね。

(事務局 1) 130万円以上1億5,000万円未満の建設工事で、入札案件には最低制限価格を設定する、という取り扱いになっております。

(委員長) 必要に応じて設定することができる、ということでしょうか。

(事務局 1) 原則適用することになります。

(委員長) 130万円以上というと結構ありますよね。

(委員 1) 取り決めによると「工事内容によっては、競争入札参加資格審査会の判断で1億5,000万円未満でも低入札価格制度を適用する場合や、1億5,000万円以上でも最低制限価格制度を適用する場合があります」とありますね。ただ、これをやりだすと全部がそうになって基準がないようなことになってしまいますので、あくまで超例外的なものなんだと思います。

(委員長) 低入札価格調査制度の活用と言っても、他地区の話ですが、業者も対応の手間を嫌って、「それに該当するなら辞退します」ということも聞きますので、制度を拡大したからと言って効果があるかという、わからないところもあります。

(委員 1) 低入札価格調査基準を下回らない場合も手間がかかるのですか。

(事務局 2) いいえ、その場合はそのまま最低金額をもって落札候補者となって調査して決定する、という通常の入札と同じになります。

(委員 1) もし調査基準下回ったら提出してもらうものが、設計図書の内訳に対応した積算書、これは作っているでしょうね。

(事務局 2) 業者はだいたい書類は持っていますし、作成もそこまで時間はかからない

入札監視委員会指摘事項について

と思います。

(委員 1) 規模の小さい業者だとどうでしょう。

(事務局 2) 金額も 1 億 5,000 万円を超えるような工事ですので、市内で言うと A ランクの業者ばかりになると思います。

(委員 1) 規模の小さいところだと該当することがないような価格設定なんですね。下げれば下げるほど、調査が面倒になる業者が出てくるわけですね。

(事務局 2) 可能性はありますね。十分な資料が出てこない可能性はあると思います。

(委員 1) 手書きのメモなどの可能性もありますね。

(事務局 2) 南あわじ市の低入札価格調査制度の特徴として、調査基準価格の下に失格基準を設けていない制度になります。これは割と珍しいです。

(委員 1) 極端な話、1 円でも調査の結果大丈夫であればということですね。

(事務局 2) そうです。現実的には 1 円で大丈夫ということはありませんが、低入札価格調査制度の運用が今年の 9 月から始まって 1 年と少し経過しています。最初に作った制度が完璧だとは思っていないので、運用しながら見直していこうとしておりますが、低入札価格調査制度を導入していることについて、監視委員会の皆さまから何かご意見あるのでしょうか。基準価格をどうしていくかはありますが、制度そのものについてですね。

(委員 1) 私の感覚からすると、制度の趣旨は賛成です。ただ、基準価格を下回った時に相当な事務負担がありますし、出てきたものが適切かどうか判断しづらいケースも出てくるでしょう。価格だけなら単純な話ですが、それ以外の要素も見ていき、ダメなら次の業者を調査する、という。制度趣旨は賛成ですが、それがどこまで機能するかというところは実績を重ねていかないと見えてこないと思います。制度がある弊害もあるのかも知れませんが、これは価格で調整できると思います。

(委員長) 制度の適用はそんなにないのですよね。

(事務局 2) 件数としてはそんなに多くないです。調査対象になった工事は 10 件いってないはずですが。建築工事に関しては、調査基準価格を下回った案件はありません。いわゆる土木工事であったり、下水工事であったりとかですが、どうしても施工場所の条件面や施工内容によっては下をくぐってくる案件がありました。

(委員 1) それで工事に不具合が出ているものはあるのでしょうか。

(事務局 2) いいえ、ありません。

入札監視委員会指摘事項について

- (委員 1) 結果としては安くいけているということですね。
- (委員長) 監視委員会での案件は無作為抽出ということでありましたが、そうは言っても「これは聞いてみたくなる」というものを実情選んでいるので、それでいくと低入札価格調査制度の案件で気になったというのが、私の場合はこれまでありません。まだ運用も1年ですし、ある程度積み重ねないと業者側も制度の趣旨が十分徹底していないところもあるでしょうし。私個人で言えば今のところどうこうというのはないですね。
- (委員 2) 通常であれば落札していた金額と、調査制度を利用して落札した実際のコストを比較して、これだけの予算削減額が生まれ、調査に要した人員給与分を除いても実質的なメリットが生まれるのであれば、予算を付けて調査人員を増やして制度自体を広げていく、という方法もあると思います。しかし、落札金額を低くするために調査を重ねて安価にして、仮に事件事故が起きた時に誰が責任を取るのかということまで考えると、予算を付けてまで積極的にこの制度を盛り上げていこう、というのとも言えません。そもそも調査人員を増やしてまでやってどれだけメリットが生まれるか現段階ではわかりませんし、かえってマイナスになるかも知れません。それでいくと、今は低入札価格調査制度のデータ取りの期間なのかなと思います。
- (事務局 2) 今低入札価格調査制度の今後のあり方についてお伺いさせていただきたいのですが、というのも、まだ運用して1年ですが市内の建設業の方々からは、この制度をできれば廃止して欲しいという意見が出されています。
- (委員 1) それはどういう理由からでしょうか。
- (事務局 2) 要は、値段がどんどん叩かれている、という思いのもとですね。建設業の方々個々で言うと、自分のところが頑張ったら頑張っただけ取りやすくなるという競争の原理が働き、これを了としている業者も相当数あるのではないかと思います。ただ、協会という形を取った時は、建設業全体の健全な育成を阻害しているのではないかと、というご意見になるようです。
- (委員 1) 市民目線から言うと、「その値段でできるならそれでやって」となると思います。利益バランスを図るのが難しい問題ではありますね。健全な育成というのが単に利益だけを求めたものなのか、あるいは切磋琢磨して技術を上げながら価格を下げていくものなのか、そういう努力も適切な競争・育成の中の一つにあたると思います。もちろん利益を上げることも大事で

すが、そのバランスでしょうね。

(事務局 2) 最初に制度を導入した時にも建設業協会の方から話はあったんですが、1年経ってできれば廃止やなんらかの対応をして欲しい、という意見があります。今のところ回答としては、制度が始まってまだ短い期間しか経っておらず、実際の運用状況を見ながら今後の制度をどうしていくかのバックボーンを作っているところですが、という答え方になっています。これもいつまでもそうしていくわけではなく、結果を踏まえながらどうしていくか考えていかないといけません。我々事務サイドとしては続けていけたらな、とは思っているんですが、事務サイドだけでこうします、という話にはなかなかいかないので、ご意見を聞かせていただいたところです。

(委員長) ちゃんとできるのであればやらしてもらおうという制度ですから、ちゃんとできるのであれば当局は発注しないといけませんよね。業界が言われるのは相当観念論だと思うんですよね。その辺のデータを示して、こういうことで受注すれば現実的にこれだけ労働環境が悪くなってこれが当該業種の全体を引き下げているんだ、という説得力のある話であれば別ですが。当面安売り業者がいて市がそれを受け入れるから困る、という観念的なレベルであれば、お伺いしておくだけでいいのかなと思います。

(委員 1) そういう事実、ダンピングという大変かも知れませんが、安い業者が実際にこの制度によって横行してという事実があり、その因果関係で他の業者の方で劣悪な労働環境を強いられたりだとかいう2つの事実があつてこそなので、今のところそういうものはないのではと思います。ただ、まだ事例が断然少ないので様子を見ながら話を聞いていく姿勢は必要でしょう。

(事務局 2) そうしましたら、この指摘事項に書かせていただいている内容について、委員の方からいただいたものを付け加えてまとめたような形で、意見具申の素案になるようなものというか、最後ご検討いただく際の資料を検討させていただこうと思います。この際なので何か付け足すことありましたら。

(委員長) 意見具申ありきで考える必要はないと思います。必要があればということで。案を作るというより、こんな議論になっているというところをまとめていただければと思います。

次回開催日について

3. 次回開催日について

- (事務局 1) 予定とすると、次回は2月の開催となります。日程調整は別途メールでさせていただきますということによろしいでしょうか。
- (委員長) それをお願いします。
- (委員 2) 対象は9月1日から12月末の工事でしょうか。
- (事務局 1) はい、その間に執行した分になります。
- (委員 1) 次回の抽出委員は私ですね。
- (事務局 2) では、本日の入札監視委員会はこれで閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました。

配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R1.5.1～R1.8.31)
- ② 入札執行状況(R1.5.1～R1.8.31)
- ③ 随意契約一覧表(R1.5.1～R1.8.31)
- ④ 令和元年度 第2回入札監視委員会抽出案件資料
- ⑤ 入札監視委員会指摘事項